様式第３号（第５条関係）

番　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

様

職　　　　　氏名　　　　印

年度鳥取県救急医療施設運営費補助金交付決定通知書

　　年　 月　 日第　 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県救急医療施設運営費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和３２年４月鳥取県規則第２２号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助事業

　　本補助金の補助事業は、「○○○○事業」とし、その内容は、○○○○とする。

２　交付決定額等

　　本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　（１）算定基準額　　金　　　　　　　　　　　円

　（２）交付決定額　　金　　　　　　　　　　　円

３　本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 補助対象経費 | 交付決定額 |
| ○○事業 | ○○円 | ○○円 |
| △△事業 | △△円 | △△円 |

４　交付額の確定

　　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取県救急医療施設運営費補助金交付要綱（平成１２年２月１５日付医第１１７８号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第３条第２項及び第５条第３項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

５　補助規程の遵守

　　本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年９月２６日政令第２５５号）及び医療提供体制推進事業費補助金（平成２１年５月１３日付厚生労働省発医政第０５１３００１号厚生事務次官通知）の規定に従わなければならない。